

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和5年3月31日

国立研究開発法人  
国立成育医療研究センター  
理事長 五十嵐 隆

### 1 工事概要

- (1) 工事名 病院棟 空調設備整備その他工事（8期）
- (2) 工事場所 東京都世田谷区大蔵2-10-1 病院棟
- (3) 工事内容 病院棟の個別空調機、及びFCU更新工事を別紙仕様書の通り行う。
- (4) 工期 契約締結日 ～ 2024年1月31日
- (5) 入札方法 技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

### 2 競争参加資格

(1) 次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的

- に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
  - 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
    - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
    - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
    - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
    - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
  - 九 国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおけるコンプライアンス推進規程に基づき、法令等を遵守することに賛同しない者
- ③ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

八 前各号に類する行為を行なった者。

④ ③に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2)令和5年・6年度の厚生労働省競争参加資格における「管工事」に係る一般競争参加資格のいずれかの認定を受けていること。

(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格のいずれかの再認定を受けていること。)

(3)令和5年・6年度の厚生労働省競争参加資格における「管工事」のいずれかにおいて「A・B等級」に格付けされ、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に厚生労働省における「管工事」のいずれかにおいて「A・B等級」に属していること。

(4)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(6)競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人国立成育医療研究センターの理事長から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7)平成20年度以降に元請として完成、引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。

「200床以上の病院における自動制御の伴う空調設備の更新、又は整備工事で請負金額1億円以上の規模の実績を有するものであること。」

(8)当該整備作業中は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任して配置すること。専任する主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

③ 平成20年度以降に、(7)で掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有するものであること。

① 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

(9)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10)必ず現場調査を実施すること。

応札者は2023年3月31日9時00分から2023年5月2日17時00分までに必ず現地調査を行うこと。なお申し入れは、4(1)に記載の担当部署に、2023年5月2日12時00分までに行うこと。(但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで)

### 3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の評価の方法及び契約の相手方の決定

本工事の入札は、工事に関する提案（以下「技術提案」という。）を以下に示す評価項目に応じて付与する点数を合計し、技術評価点を算出し、入札価格で除したもののうち評価値が最も高いものを落札者とする総合評価落札方式（除算方式）により、契約の相手方を決定する。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

① 企業の技術力の評価に関する事項

1) 会社の健全性

2) 1級管工事施工管理技術者の数

3) 工事实績

(病院における空調設備の更新又は整備工事の実績か否かも記載すること。)

4) 顧客満足度向上のための組織体制

② 配置予定技術者の技術力の評価に関する事項

1) 施工実績

(病院における空調設備の更新、又は整備工事の実績か否かも記載すること。)

③ 技術提案の評価に関する事項（特に下記の項目の施工計画等）

1) 3階病理検査室等の個別空調機をWHPからEHPに変更する更新工事における施工計画・手順

2) 地下1階薬剤部のFCU（ファンコイルユニット）の更新工事における施工計画・手順

④ その他加点項目

1) ワークライフ・バランス等の推進

## 2) マイナンバーカード普及の推進

### (3) その他

期日までに提出した技術提案書を技術評価委員により評価を行う。  
評価方法については対面方式、資料回覧方式のいずれかで実施する。  
評価方法は決定次第通知する。

提出期日：2023年5月24日 12時00分

評価期間：2023年5月25日～2023年6月2日

## 4 入札手続等

### (1) 担当部署

〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1  
国立研究開発法人国立成育医療研究センター  
財務経理部 財務経理課 契約係  
電話 03-3416-0181 (代表)

### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

2023年3月31日から2023年5月1日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで）(1)の担当部署にて交付する。

### (3) 入札説明会および現地調査の日時、場所

2023年3月31日から2023年5月2日17時00分までとし、各社個別に対応する。  
なお申し入れは、(1)に記載の担当部署に、2023年5月2日12時00分までに行うこと。  
※2時間程度の現地調査を予定。（但し土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで）

### (4) 質疑受付期間

2023年3月31日から2023年5月8日 17時00分まで

### (5) 質疑回答期限

2023年3月31日から2023年5月9日 17時00分まで

### (6) 入札書、申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

#### a) 入札書及び技術提案書以外(申請書及び資料)

2023年5月10日 12時00分まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に(1)の担当部署に持参すること。（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、2023年5月10日12時00分までに(1)の担当部署に必着すること。資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

ア) 競争参加資格の確認の結果は、2023年5月19日までに通知する。（資格がな

いとされたもののみ)

イ) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限: 2023年5月22日 12時00分。

② 提出場所: (1)に同じ。

③ 提出方法: 書面により提出すること。

2) 理事長は、説明を求められたときは、2023年5月23日12時00分までに説明を求めた者に対しメール等で回答する。

b) 入札書及び技術提案書

2023年5月24日 12時00分まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に(1)の担当部署に持参すること。(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、2023年5月24日12時00分までに(1)の担当部署に必着すること。資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。)

(7) 開札の日時及び場所

2023年6月5日 13時30分

国立研究開発法人国立成育医療研究センター内会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約者の決定等

契約事務取扱細則第37条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、価格及びその他の条件がセンターに最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(総合評価落札方式)により契約の相手方を決定する。

(契約事務取扱細則第14条第4項による総合評価落札方式)ただし、契約の相手方となるべき者の申込みの価格が、申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(契約事務取扱細則第14条第1項第一号)、又は契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるとき(契約事務取扱細則第14条第1項第二号)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を

当該契約の相手方とすることがある。

上記ただし書きに規定する契約のうち、予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、予定価格に対し、申込価格が、次の各号に係る割合に達しない場合は、上記契約事務取扱細則第14条第1項第一号に該当するものとし、契約担当者は当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を行う。（契約事務取扱細則第14条第2項第一号）

一 工事の請負契約にあつては、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除した割合（その割合が100分の9.2を超える場合にあつては100分の9.2、100分の7.5に満たない場合にあつては100分の7.5）

ア 直接工事費の額に100分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費（建設工事費において、工事原価を純工事費と現場経費で構成している場合は、当該現場経費）の額に100分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の5.5を乗じて得た額

理事長等は、落札となるべき同価又は総合的な評価が同価の申し込みをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該申込者にくじを引かせて落札者又は契約の相手方を定める。（契約事務取扱細則第15条第1項）。前項の場合において、申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。（契約事務取扱細則第15条第2項）。

理事長等は、落札者又は契約の相手方が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価額を決定する（契約事務取扱細則第16条）。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書及び仕様書による。